

未納税移入申告書の記載要領

- 1 未納税酒類の移入者は、移入した月の翌月末日までに移入製造場等の所轄税務署長に提出してください。
- 2 「酒類」の「品目別等」欄には、酒税法第3条第7号から第23号《その他の用語の定義》に規定する品目別の区分のほか、ウイスキー及びブランデーの原酒であるとき並びに連続式蒸留焼酎と単式蒸留焼酎との混和酒であるときは、それぞれその旨を記載してください。
- 3 「酒類」の「その他の区分」欄には、次の区分を記載してください。
 - (1) 酒税法第3条第3号ハの規定に該当するものについては、発泡性を有する旨
 - (2) リキュールのうち、合成清酒の原料とするもので米（米を原料として製造した物品を含む。）を原料としたものについては、その旨
 - (3) 令和8年9月30日までの発泡酒については、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）附則第36条第5項第1号、第2号及びそれ以外の別
 - (4) 雑酒のうち、その性状がみりんに類似するものについては、その旨
- 4 「移出」欄には、酒類の品目別等、その他の区分の別、容器の容量の別（タンクローリー及びタンカーについては1容器ごと）、アルコール分別に記載してください。

なお、酒類の製造場又は蔵置場から同一の移入製造場等に同一日に酒類の品目が同一であるものを2個以上の輸送容器により移出する場合又は製造場等に同一の移出製造場等から同一日に酒類の品目が同一であるものを2個以上の輸送容器により移入する場合は、その合計数量について記載し、「アルコール分」及び「比重」欄には合計数量の平均のアルコール分及び日本酒度（清酒及び合成清酒に限る。）を記載しても差し支えありません。
- 5 「移出」欄の各欄には、次により記載してください。
 - (1) 「輸送容器の種類及び個数」欄には、移出のための輸送容器の種類及び詰口量を、例えば、「200 1 詰ドラム缶10本」、「タンクローリー3台」等と記載してください。
 - (2) 「数量」欄には、移出酒類が、例えば原料用アルコール等アルコール分が45度を超える酒類である場合で、容量詰により移出しようとするときは温度15℃に換算した数量を記載し、「C15」と併記してください。

また、アルコール分が45度以下の酒類で、温度15℃のときの数量に換算しない数量を記載するときは、その数量を測定したときの品温を併記してください。ただし、一定容量で詰口されている瓶詰又は缶詰の酒類については品温を併記する必要はありません。
 - (3) 「比重又は平均比重」欄には、清酒及び合成清酒については日本酒度を、みりん、果実酒、スピリッツ、リキュール、その他の醸造酒及び雑酒（酒税法第23条第5項第2号に該当するものに限る。）については重ボーメ度又は比重を記載してください。
- 6 「移入」欄には、「移出」欄に記載された移出事績に対応する事績を上記7(1)から(3)により記載してください。
- 7 アルコール分、日本酒度及び重ボーメ度は、度位未満第2位以下の端数を切り捨てて第1位まで、比重は、少数点第4位以下の端数を切り捨てて第3位まで記載してください。
- 8 「摘要」欄には、当該未納税で移出又は移入したときの数量の測定方法の別（例えば「重量詰」又は「容量詰」）を記載してください。

なお、当欄に「米穀等の取引先等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づく産地情報や、「清酒の製法品質表示基準」に基づく使用原料米の品種及び精米歩合などを記載しても差し支えありません。
- 9 申告書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。